

## 川崎市高齢者世帯住替え家賃助成事業実施要綱

(平成3年9月17日市長決裁 3川民計第101号)

### (目的)

第1条 この要綱は、建替え等による立退き要求を受け住宅確保に困窮する民間賃貸住宅居住の高齢者の単身世帯又は高齢者のみの世帯に対して、住替えにより必要となる家賃の差額等を助成（以下「助成」という。）し、もって、その生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

### (受給資格)

第2条 この要綱による助成を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 満65歳以上の単身者世帯（以下「単身世帯」という。）又は満65歳以上の者と満60歳以上の者のみの世帯（以下「高齢者のみ世帯」という。）であること。
- (2) 世帯全員が市内に引き続き3年以上居住していること。
- (3) 世帯全員が市民税非課税であること。ただし、生活保護法等により住宅扶助費を受給できる世帯は除くものとする。
- (4) 家主から建替え、取壊し、自己使用又はこれに類する理由による立退き要求を受け住宅確保に困窮していること。
- (5) 市営住宅や福祉住宅等（以下「公営住宅」という。）に入居できない理由があること。
- (6) 平成27年9月30日現在において、既に当該事業の助成を受けている者又は同日付以前に内定通知を受けており平成28年3月31日までに決定通知を受けている者。

### (転居後の住宅)

第3条 この要綱により助成を受けて転居する住宅の家賃は、生活保護の住宅扶助基準別表第3の2に基づき厚生労働大臣が定める川崎市の基準額に1.3を乗じて得た額（69,800円）とし、高齢者のみ世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額（83,800円）の範囲内とする。

ただし、転居後の住宅が、市外にある住宅又は公営住宅であるときは助成の対象としない。

### (助成額)

第4条 この要綱による助成額は、次のとおりとする。

- (1) 転居後の家賃と転居前の家賃の差額（以下「差額」という。）であって、単身世帯月額5万円、高齢者のみ世帯月額7万円を限度として、次の区分による。
  - ア 差額が、単身世帯月額3万円、高齢者のみ世帯月額5万円までは、当該差額
  - イ 差額が、アの額を超える場合については、アの額にその超える額の2分の1を加算した額
- (2) 転居に係る一時金については、次の区分による額とする。ただし、4年以内に再転居す

るときは、特別な事由があると市長が認めた場合を除き、一時金を助成しない。

ア 権利金（礼金）及び敷金に係る助成額、転居後の家賃の併せて4か月分以内の額

イ 仲介手数料に係る助成額、転居後の家賃の1か月分以内の額

(3) 転居後において契約更新のための更新料を支払ったときは、更新による変更後の家賃と転居前の家賃との差額1か月分以内の額とする。

2 前項第1号の助成は、1か月を単位とし、転居後の住宅に係る賃貸借契約の開始日が月の初日でないときは、当該契約開始日が属する月の翌月から助成を開始する。また、助成の終了は、転居後の住宅に係る賃貸借契約の終了日が属する月までとする。

3 転居前の住宅の敷金の返還又は立退き料等の支払いを受けたときは、第1項第2号に規定する転居に係る一時金については、その返還又は支払いを受けた額を控除した額とする。

(再転居による助成の申請)

第5条 既に当該事業の助成を受けており再転居により助成を受けようとする者は、高齢者世帯住替え家賃助成申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、現に居住する地域を所管する福祉事務所に提出するものとする。但し、申請資格は第2条に定める受給資格を満たす者に限る。

(1) 建替え等に関する家主の証明書（第2号様式）

(2) 転居前の住宅の直近の家賃領収書の写し

(3) 世帯全員の市民税非課税証明書

(4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票の世帯全員の写し

2 前項の申請を受けた福祉事務所長は、申請書等の内容を確認し、市長に送付するものとする。

(内定通知等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書等の送付を受けたときは、これを審査し、助成を適当と認めるときは助成内定の旨を、不相当と認めるときは不承認の旨を、高齢者世帯住替え家賃助成内定・不承認通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知する。

2 前項の内定通知を受けた者（以下「内定者」という。）は、転居先を確保し、速やかに転居先申告書（第4号様式。以下「申告書」という。）を市長に提出するものとする（助成決定等）

第7条 市長は、前条第2項により提出された申告書がこの要綱に定める条件を満たすと認めるときは助成を決定し、高齢者世帯住替え家賃助成決定通知書（第5号様式。以下「決定通知」という。）により、毎月の助成額（以下「例月助成額」という。）、転居に係る一時金の額、例月助成額の支給開始の時期等必要事項を通知する。

2 市長は、前条第2項により提出された申告書がこの要綱に定める条件を満たさないと認め

るときは、その旨を通知する。

- 3 市長は、助成を決定する上で、必要な調査を行うほか、内定者に対し必要書類の提出を求めることができる。

(助成金の請求等)

第8条 前条第1項の助成決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、高齢者世帯住替え家賃助成金請求書・振込口座指定（変更）届（第6号様式）に次の書類を添えて、市長に、助成金の支給を請求するものとする。

- (1) 転居後の住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (2) 転居に際し支払った権利金（礼金）、敷金及び仲介手数料の領収書の写し

- 2 市長は、前項の書類を審査の上、口座振替により、原則として転居に係る一時金の額は転居後に、また例月助成額は、助成対象者に助成金を当該月の末日までに支給するものとする。

(契約更新等)

第9条 この要綱による助成金支給開始後、賃貸借契約の更新手続きがあった場合の助成額は、次のとおりとする。

- (1) 賃貸借契約の更新手続きをするごとに、第4条第1項第1号及び第3号の「転居前の家賃」は、「転居前の家賃に、別に定める率を乗じて得た額を加えた額」と読み替えて当該規定を適用するものとする。
- (2) 転居後において契約更新により家賃の変更があったときは、第4条第1項第1号の「転居後の家賃」は、「更新による変更後の家賃」と読み替えて当該規定を適用するものとする。

(契約更新後の変更申請)

第10条 助成対象者は、前条に規定する契約更新があったときは、高齢者世帯住替え家賃助成変更申請書（第7号様式）に次の書類を添えて、市長に、助成金支給の変更を申請するものとする。

- (1) 契約更新後の賃貸借契約書の写し
- (2) 契約更新料の領収書の写し

(現況届)

第11条 助成対象者は、毎年7月15日までに、当該年度の世帯全員の市民税非課税証明書を添えて、現況届・世帯状況等変更届（第8号様式。以下「変更届」という。）を、市長に提出しなければならない。但し、平成17年度までに助成が内定していた者は、平成17年度税制改正に伴い市民税が課税になった場合については、課税額証明書を添えて、変更届を提出しなければならない。

(届出義務)

第12条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長に、変更届により速やかに届け出なければならない。

- (1) 賃貸借契約を解除したとき、又はその内容に変更があったとき。
- (2) 助成対象者又はその属する世帯員が、病気等により入院してから引き続き1年が経過したとき、又は特別養護老人ホームその他の施設に入所したとき。
- (3) 助成対象者又はその属する世帯員の死亡等世帯状況に変更があったとき。
- (4) 助成対象世帯が生活保護の受給を開始したとき。

(変更通知)

第13条 市長は、第10条による変更申請又は前条の届出により助成の内容に変更があったときは、高齢者世帯住替え家賃助成変更通知書（第9号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成の取消し等)

第14条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取消し、廃止し、又は停止することができる。

- (1) 助成対象者に虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) 第2条に規定する受給の資格要件に該当しなくなったとき。但し、平成17年度までに助成が内定していた者は、平成17年度税制改正以前の市民税非課税要件に該当している場合は、これにあたらぬ。
- (3) 第11条又は第12条に規定する届出の義務を怠ったとき。
- (4) 第11条又は第12条に規定する届出その他により、助成することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消し、廃止し、又は停止したときは、高齢者世帯住替え家賃助成取消・廃止・停止通知書（第10号様式）により助成対象者に通知するとともに、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成3年10月21日から施行する。

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、平成25年4月1日以降に、改正後の要綱第5条の規定による申請のあったものから適用し、同日前に申請があったものについては従前の例によるものとする。

この改正要綱は、平成27年10月1日から施行する。